

団体機関を装った 架空請求のはがきに注意！！

消費者確認通知

平成26年 管理番号 (□) ●●●●

この度、貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納金あるいは契約違反がみうけられた為、当該会社が管轄裁判所に訴状を提出された為に本状を以て通知致します。

会社名、訴状内容のお問い合わせにつきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの勧告並に御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関となります。

当センターが貴方に対して訴状を起こしているのではありませんので予めご了承ください。
又、送り付け商法や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

お問い合わせ頂き事前確認を行わない場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。尚、故意に放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出てしまい、執行官立会いのもとあなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※最近個人情報悪用する業者の手口も見受けられます。万が一見覚えが無い場合早急にご連絡ください。

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祭日を除く)
(受付窓口) 03-6880-3792
〒121-9964 東京都足立区保木間 2-17-1
全国消費者相談センター

**曖昧な内容に
惑わされない！**

「契約年月日」「商品名」「訪問販売会社名」「未納料金額」などが明記されておらず、契約内容がわかりません。

**脅迫的な手口
にのらない！**

根拠の無い「差押さえ」などという言葉で不安を煽り、連絡を急がせる手口です。

**信じてはいけ
ない！**

事実であれば、直接、裁判所から封書で案内通知が送られてきます。

**絶対に
連絡しない！**

連絡すると、相手のペースに巻き込まれてしまい、こちらの情報を知らせることになり架空請求が激しくなってしまいます。

実在しない！

- ・全国紛争処理支援センター
- ・紛争処理保全センター
- ・民事訴訟総合管理支援センター
- ・全国紛争支援センター
- ・仲裁相談センター

迷ったら、まず相談！ 家族、警察、消費生活相談窓口へ

南砺市 住民生活課
生活安全衛生係
TEL 23-2035